

申請には事前相談が必要です（事前相談締切 令和7年9月19日（金））

令和7年度「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金（第2回） 募集要領

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品の研究・開発、販路拡大を応援します！

支援内容

Ⅰ研究開発支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化につなげるための調査研究や試作品開発等を支援します。

Ⅱ商品化促進支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。

Ⅲ販売力強化支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品の販路を新たに県内外へ拡大する取組や商品のブラッシュアップ等を支援します。

令和7年度6次産業化推進品目は…

ぶり・にら・ごぼう・ピーマン

これらの品目を活用する商品化促進支援事業は、補助率または補助金額がアップ！

【令和6年度の採択事業】

- ◆戸次産規格外ごぼうを使用した商品開発
- ◆大分市産大葉を使用したジェノベーゼソースの商品開発
- ◆大分市産規格外ピーマンを使用したピーマン糀の商品開発
- ◆大分市産にら・ぶりを使用した食べるラー油の商品開発
- ◆大分市産甘夏の果汁を使用した発泡酒の商品開発
- ◆大分市産みかんを使用したパウンドケーキの商品開発 等

■募集（事前相談）期間：令和7年8月 1日（金）～ 9月19日（金）

■書類提出締切：令和7年9月26日（金）17時15分必着

■提出・問い合わせ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）

TEL：097-537-7025（直通） FAX：097-534-6176



大分市ホームページ

令和7年8月

大分市農林水産部 農政課

「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 募集要領

1 事業の目的

百貨店やセレクトショップ等の店舗での小売販売を目指す 6 次産業化及び農商工連携に係る新商品の開発及び販路拡大を支援することにより、本市農林水産物等の地域資源の活用を促進するとともに、地域経済の発展に資することを目的としています。

2 補助対象者

- ①商品を生産または販売する者、またはその予定の者
- ②食品の販売をする者にあつては、当該食品の表示内容に責任を有する者として表示されている、または表示される予定の者
- ③市区町村税を滞納していないこと
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

3 補助要件・内容

（1）補助要件

- ①本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること。
- ②成果が本市の農林水産業の振興に寄与するものであること。
- ③商品化促進支援事業において開発された商品について、ラベルもしくはパッケージ等に本市内産の地域資源を使用していることが分かるよう表記すること。
例）大分市産にら使用、佐賀県産くろめ使用、関あじ使用 etc…

（2）補助内容

事業区分	事業内容	補助率	補助限度額
①研究開発支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究や試作品開発等を支援します。※ ¹	10/10 以内	10 万円
②商品化促進支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。	1/2 以内 (2/3 以内)※ ²	50 万円
	道の駅たのうらら枠※ ³	2/3 以内	
③販売力強化支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品について、販路を新たに県内外へ拡大する取組、ブラッシュアップ等を支援します。	1/2 以内	50 万円

※ 1 前年度に①の交付確定を受けた補助事業者は、今年度①の申請はできません。

※ 2 商品化促進支援事業において、大分市 6 次産業化推進品目を主たる原料とする場合または「菓子」の商品化を行う場合。なお、ここで言う「菓子」とは、食品表示基準の「菓子類 ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類」とします。

※ 3 道の駅たのうらら枠とは、道の駅「たのうらら」での販売を目指し、大分市西部地区（神崎、八幡、春日、西の台、大道小学校区）産品目を活用した商品開発のことをいいます。（「たのうらら」での販売を保証するものではありません。）

※ 4 当該申請において、①は、②または③の事業を組み合わせることはできません。
（②及び③は、組み合わせる申請できます。）

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費及び内容

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の内容
研究開発支援事業	研究開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、外注加工費、成分等分析費、技術指導等に係るコンサルタント費、旅費、通信運搬費、マーケティング費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
商品化促進支援事業	商品開発費	原材料費、外注加工費、成分等分析費、一括表示作成費、技術指導等に係るコンサルタント費、旅費、通信運搬費、ラベル等デザイン料（限度額 30 万円）、販促資材等作製費（デザイン料を含む。）、筆耕翻訳料、産業財産権等取得費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
販売力強化支援事業	展示商談会出展費	装飾制作料、通訳委託料、マネキン料、会場借上料（展示会等への出展に係るブース代、展示会等の設備に係るレンタル料を含む。）、旅費、通信運搬費、販促資材等作製費（デザイン料を含む。）、サンプル作成費等
	既存商品ブラッシュアップ・販路拡大費	原材料費、外注加工費、成分等分析費、一括表示作成費、技術指導等に係るコンサルタント費、旅費、通信運搬費、ラベル等デザイン料（限度額 30 万円）、販促資材等作製費（デザイン料を含む。）、筆耕翻訳料、産業財産権等取得費等
	その他	上記以外で市長が認める経費

(2) 証拠書類

本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類（領収書等）によって金額等が確認できるもののみとします。

(3) 留意事項

- ①以下に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費から除外します。
 - 機械装置等リース又はレンタルにかかる費用において、他の用途でも活用可能な汎用性があると認められる経費
 - 既存（本体）事業との区分が不可能な共通的経費
 - 以下の展示商談会、見本市への出展
 - ・その場で小売りすることを主目的としたもの（売上げが発生）
 - ・広く一般に公開されていないもの
 - 社会通念上、著しく高額または不適切と認められる経費
 - その他補助することが適当でないと認められる経費
- ②原材料費等は、試作にかかるものに限ります。また、試作等を行う場合、原材料受払簿、及び、試作した実績がわかる書類（レシピ、写真等）で確認できるもののみが対象となります。
- ③ラベルやパッケージ等を製作する場合、そのデザイン料のみが対象となり、印刷物は対象外です。
- ④旅費について、以下の場合は片道のみが対象となります。

【例】当事業で認められた商談会（東京都）に出展した後、別の用務で東京都から宮城県に行った場合は、大分-東京間の片道のみ旅費が補助対象となります。
- ⑤デザイン料にかかる補助金の限度額は 30 万円となります。
- ⑥補助対象経費の内容について、見積り合わせが必要な場合があります。

(4) 補助対象経費の支払い方法について

原則、銀行振込です。なお、クレジットカード支払い及び現金支払い（10万円（税抜）以下）についても例外として認めます。

支払い方法		提出書類（該当箇所以外は黒塗りしてください）	備考
原則	銀行振込	窓口・ATM 払の場合 請求書＋ 銀行振込明細書⑤ or 振込金受取書(振込受付書)⑤ or 通帳の該当ページ＋口座名義が確認できるページ⑤ ネットバンキングの場合 請求書＋振込日・振込金額・口座名義が確認できる記録のプリントアウト(支払い完了ページ)	
銀行振込が難しい場合	クレジットカード支払い	以下の全ての書類 ●クレジットカード売上票のお客様控え⑤ or 領収書⑤ ●カード会社が発行するカード利用代金明細書⑤ ●通帳の該当ページ(クレジットカード決済口座)⑤ ＋口座名義が確認できるページ⑤	●1回払いに限る ●補助対象期間中に引落しが確認できる場合に限る ●ポイントが付与された場合は、対象経費から減算となる
	現金支払い	領収書⑤ 宛名に申請者名が記載され、「ただし書き」や「内訳」があるもの ※10万円(税抜)以下の支払いに限る	

(5) 補助金の重複申請について

国、県その他の機関から補助対象事業について補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合は、当該経費を補助の対象としません。

5 補助対象期間

交付決定日から**令和8年3月13日（金）（実績報告書提出最終締切日）**までとしますので、この期間中に計画期間を設定してください。

※本補助金は精算払いとなりますので、事業にかかった経費の支払いは、必ず計画期間の完了予定年月日までに支払いを完了してください。間に合わない場合は、必ず担当者まで連絡をお願いいたします。

6 審査の内容

(1) 審査方法

提出された実施計画認定申請書による書類審査を行います。

なお、計画認定見込みのものについては、「おおいたの幸」ブランド化推進会議のアドバイスを付する場合があります。

(2) 審査基準

以下の項目に従って総合的に審査します。

審査基準	研究開発 支援事業	商品化促進 支援事業	販売力強化 支援事業
①一次産業へ貢献するものである	●	●	●
②新規性、独自性がある	●	●	
③事業実施内容が妥当である	●	●	●
④市場ニーズに沿っている	●	●	●
⑤大分市産地域資源の供給体制の見込みが明確である	●		
⑥大分市産地域資源の供給体制が明確である		●	●
⑦商品化後の生産体制が整っている		●	●
⑧販売手法が明確である		●	●
⑨事業実施体制が整っている	●	●	●
⑩販売目標が妥当である		●	●
⑪商品の本市農林水産物等の魅力発信力・訴求効果がある		●	●
⑫補助対象経費が妥当である	●	●	●

7 審査後の流れ

(1) 審査結果

申請者に審査結果を書面（認定事業者へは計画認定通知書）で通知します。

(2) 公表

採択された事業は、事業主体名、事業名、事業概要等を公表する場合があります。

ただし、研究開発、新商品開発など外部に公表することが時期尚早なもの、望ましくないものについては、公表範囲を事前に協議し決定します。

(3) 採択後のスケジュール

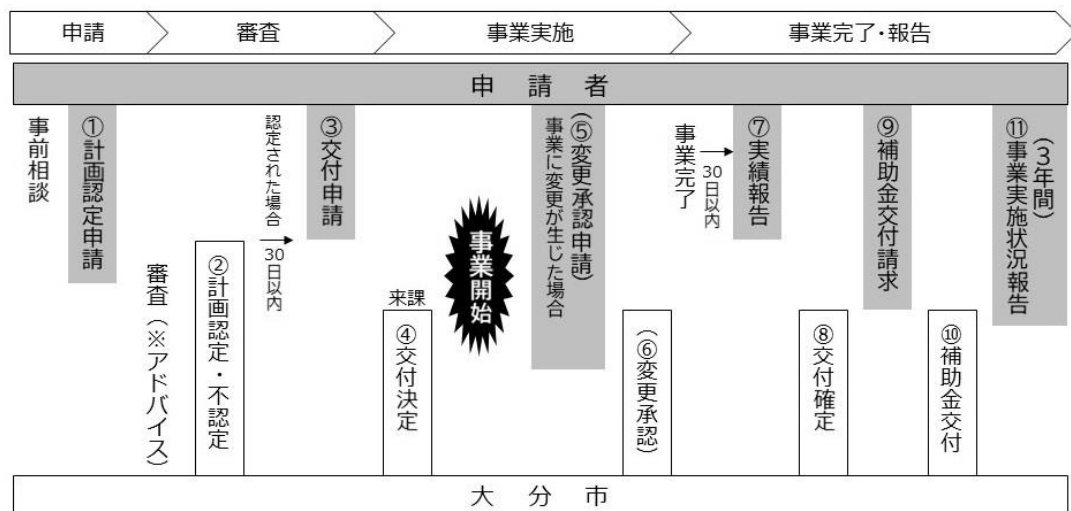
①事業の実施は、補助金交付決定後となります。なお、**事前着工は認められません**。

※補助金交付決定日以前の領収書は、補助対象外になりますのでご注意ください。

②補助金は、**精算払い**となります。

※事業にかかった経費を一旦、全額お支払いしていただくことになります。

8 事業のスキーム



※「おおいたの幸」ブランド化推進会議のアドバイスを付し、計画認定する場合があります。

9 提出書類

- ①計画認定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④見積書等事業費の積算がわかる書類
- ⑤大分市産地域資源の産地証明（販売力強化支援事業に限る。）

【提出書類のダウンロード】

大分市ホームページ（URL：<https://www.city.oita.oita.jp> トップページ≫組織から探す≫農林水産部≫農政課≫提供情報（農政課））より書類一式をダウンロードしてください。

10 応募の方法

- （1）メール（PDF形式）、郵送、直接持参
- （2）郵送または直接持参した場合は、電子データをメールにて大分市農政課宛送付してください。

11 提出・問い合わせ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

- 住 所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）
- T E L：097-537-7025（直通）
- F A X：097-534-6176
- e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp
- 担 当：小俣（おまた）、南

12 書類提出締切

令和7年9月26日（金）17時15分必着

※提出書類に不備がある場合、受理できませんので、早めの提出をお願いします。

13 注意事項

- （1）必ず補助金交付要綱、実施要領をご覧のうえ、申請してください。
- （2）申請や審査に係る費用は申請者の負担になります。
- （3）提出された書類は返却しません。副本をご準備ください。
- （4）事業実施にあたっては、各種法令を遵守してください。
- （5）事業実施後3年間、実施状況報告書を提出していただきます。
- （6）申請には事前相談締切日（令和7年9月19日（金））までに事前相談が必要です。
申請に係るご担当者が直接お越しく下さい。また、相談の日時を事前にお知らせください。